

## サイトビジットと当社の見解の相違点に関する補足

株式会社日本評論社（以下「当社」といいます。）は、2020年8月31日に「サイトビジット（資格スクエア）による著作権侵害について」（以下「当社リリース」といいます。）と題し、当社の出版物が被害にあった、司法試験・予備試験講座を提供するオンライン予備校である資格スクエア株式会社サイトビジット（以下「資格スクエア」といいます。）による著作権侵害事件について公表いたしました。本日、代理人と相談の上、以下の追加情報および別紙1～3を公表いたします。

ここで、資格スクエアによる本年8月31日付の「書籍の不正利用に関するお詫び」（以下「資格スクエア8月31日付リリース」といいます。）、同日付の「報告書」（以下「報告書」といいます。）及び本年9月11日付「4期・5期・6期の予備試験講座受講生の皆様へ」（以下「受講生説明」といいます。）の内容を踏まえたと、資格スクエアとしては、基礎テキスト第6期等、第6期に関する限りでは当社出版物の著作権を侵害していないという立場と理解されます<sup>1</sup>。

これに対して、既に当社リリースで述べたとおり、当社といたしましては、基礎テキスト第6期も当社出版物の著作権を侵害しているという立場となります。そして、当社リリース別添の対照表の中で、第6期に関する対比をしており、いずれの主張が正しいかは、基本的には、実際のテキストの内容をご覧になって頂き、その上での読者の皆様のご判断に委ねたいと考えております。

もっとも、サイトビジットの著作権侵害に関する主張は、あくまでも個別具体的な記述における表現ぶりの対比に基づくものに留まるように理解されます。この点は、報告書に「4期の基礎テキスト刑法の総論部分について、2018年12月頃に前記『基本刑法I総論』を不正利用している可能性が高いことを把握していながら、出版社及び著作権者様に連絡をすることなく、かつ、これに伴い行った改訂作業においても未だ不正利用部分が残存している状況があったことも判明しています。」（下線部当社）として、5期に向けた修正活

---

<sup>1</sup> 「引き続き6期講座のご利用に支障がないよう対処」したとする受講生説明は、第6期には著作権侵害が存在しないので、引き続き提供することに支障がないという立場を表明する趣旨と理解されます。

動の結果、資格スクエアとして、ほとんど著作権を侵害しないよう是正したつもりであった（とはいえ、一部は著作権を侵害していた）という趣旨の記載が存在することからも伺われます。

しかしながら、以下のとおり、編集著作物としての当社出版物の著作権が資格スクエア基礎テキスト第4期～第6期により侵害されています。そこで、資格スクエア基礎テキスト第4期～第6期の全体が当社出版物の（編集）著作権侵害であることにつき、以下補足いたします。

著作権法学説上、「本の目次（コンテンツシート）も、場合によっては編集著作物たり得る」とされており、「判例百選には体系だった詳細な目次が付されており、その目次（選択された判例も含まれる）をそのまま利用して、評釈は独自に書いたとしても、目次の編集著作権侵害になり得る」といわれています<sup>2</sup>。つまり、約100の裁判例（素材）の選択や配列に発揮された個性を盗用することで、編集著作権侵害という意味において、その判例集全体が著作権侵害となり得るということです。

確かに、「刑法総論の教科書を構成要件→違法性→責任という順番で書き進める」という程度のものはアイデアのレベルに留まり、それに対して編集著作権は成立しないと思われれます。しかし、上記のような、約100の裁判例であっても、その選択や配列に発揮された個性の盗用が編集著作権侵害となり得るという観点からは、いわゆる「細目次レベル」の一致しないし酷似性は、編集著作権侵害となる可能性が高いといえます。

このような観点から、『基本刑法 I 総論』及び『基本刑法 II 各論』と資格スクエア基礎テキスト第5期刑法<sup>3</sup>及び第6期刑法の目次の対照表を別紙1及び別紙2として添付いたします。

第5期については、別紙1のとおり、対比表にして40頁以上に渡って、単なる「章立て」のレベルではなく、細目次の、しかもかなり詳細なレベルまで（章→節→1→(1)→アの順で細かくなるどころ、場合によっては、「ア」レベルまで<sup>4</sup>）の一致が見られます。これは、資格スクエアの主張とは異なり、資格スクエアによる第4期基礎テキストからの修正作業の結果を踏まえても、第5期基礎テキストにおいても、その詳細な細目次レベルの一致が継

<sup>2</sup> 中山信弘『著作権法』（有斐閣、2020年、第3版）154頁

<sup>3</sup> 第4期の対比表も第5期とほぼ同様のものとなりますが、資格スクエアが4期と比較して第5期が改善していると主張していることから、あえて第5期の対比表を公表することといたしました。

<sup>4</sup> もちろん、各項目ごとに深さは異なるので、場合によっては、節レベルしか存在せず、それよりも細かい項目が存在しないこともあります。

続していること、そして、その意味において編集著作権侵害も生じていることを意味します。

なお、第6期についても、細目次レベルの詳細な一致が見られることは別紙2のとおりであり、その意味では、第6期テキスト全体についても編集著作権侵害が成立します。

以上のように、資格スクエアによる著作権侵害は、個別具体的な記述における表現ぶりの一致性（酷似性）による侵害にとどまらず、編集著作権侵害が成立することにつき、補足させて頂きます。この点を踏まえれば、第4期はもちろん、第5期及び第6期についてもその基礎テキストの全体が当社出版物の著作権侵害となりますし、『基本刑法Ⅰ総論』のみならず『基本刑法Ⅱ各論』の（編集）著作権も侵害しています。

なお、参考まで、『基本刑法Ⅱ各論』と資格スクエア基礎テキスト刑法の対比表を別紙3として追加しております。

別紙1 『基本刑法Ⅰ総論』及び『基本刑法Ⅱ各論』と資格スクエア基礎テキスト刑法第5期の目次を比較したもの

別紙2 『基本刑法Ⅰ総論』と資格スクエア基礎テキスト刑法第6期の目次を比較したもの

別紙3 『基本刑法Ⅱ各論』と資格スクエア基礎テキスト刑法の記述を比較したもの

以上

2020年9月25日

株式会社日本評論社

代表取締役社長 串崎 浩